

別記様式第1(第12条関係)

再就職者による依頼等の承認申請書

令和5年 10月 1日

千代田区長 殿

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第38条の2第6項第6号の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

この申請書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 申請者

(ふりがな)(氏名	(ちよだ たろう 千代田 太郎)	生年月日(年齢)	昭和33年 4月 1日生(65歳)
勤務先(営利企業等)の名称	〇〇株式会社	勤務先における地位(役職等)	〇〇事業本部〇〇部長	
連絡先 TEL(〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)	FAX(〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
勤務先(営利企業等)の業務内容	1. 〇〇事業を営むこと 2. 〇〇設備の製造、販売、リース、設置、運転、保守 3. 〇〇に関する企画、設計、監理、施工、請負			

2 離職時及び離職前の状況

離職日	令和5年 3月 31日	離職時の職	〇〇部〇〇担当部長		
離職前5年間(※)の在職状況等	所属・職	在職期間	職務内容		
	〇〇部〇〇担当部長	自 令和3年 4月 1日 至 令和5年 3月 31日	〇〇施策全般の総括		
	△△部△△課長	自 平成31年 4月 1日 至 令和3年 3月 31日	△△課業務全般の総括		
	□□部□□課長	自 平成29年 4月 1日 至 平成31年 3月 31日	□□課業務全般の総括		
	□□部●●担当課長	自 平成27年 4月 1日 至 平成29年 3月 31日	●●施策に関すること		
		自 年 月 日 至 年 月 日			
	離職前5年間に加えて、管理職に就いていた期間がある場合は、 管理職に就いていた期間の在職状況等も併せて記入してください。				
		自 年 月 日 至 年 月 日			

※ 申請者が地方公務員法第38条の2第4項又は第8項に規定する職に就いていた場合にあつては、当該職に就いていた期間まで遡って記載すること。

3 要求又は依頼する事項と勤務先(営利企業等)との契約等の関係

在職していた執行機関の組織等において自らが締結を決定した勤務先(営利企業等)又はその子法人との契約に関する要求又は依頼	<input type="checkbox"/> 該当する	<input checked="" type="checkbox"/> 該当しない
在職していた執行機関の組織等において自らが決定した勤務先(営利企業等)又はその子法人に対する処分に関する要求又は依頼	<input type="checkbox"/> 該当する	<input checked="" type="checkbox"/> 該当しない

4 要求又は依頼の対象となる役職員

氏名(ふりがな)	東京 一郎	(とうきょう いちろう)
所属	△△部	職
職務内容	△△課業務全般の総括	
	「働きかけ」を行う予定である、相手方となる区の職員について 記入してください。	

5 要求又は依頼の対象となる契約等事務の内容

<input checked="" type="checkbox"/> 電気、ガス又は水道水の供給及び日本放送協会による放送の役務の給付を受ける契約に関する職務に関するもの
<input type="checkbox"/> その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するもの
職務の内容及び職務に係る役職員の裁量の程度
<input type="checkbox"/> 上記の2項目のいずれにも該当しない

6 要求又は依頼の具体的な内容

<p>〇〇株式会社と千代田区の間で、電気(ガス・水道水)の供給に関する契約を締結するよう、依頼を行う。</p> <p style="text-align: center;">任命権者に承認を求める、職員への「働きかけ」の内容について、具体的に記入してください。</p>

7 その他参考事項

<p>(例)</p> <p>当該「働きかけ」により、公務の公正性の確保に支障が生じないと考えられる理由 等</p>	<p>「働きかけ」の承認審査に当たり参考となる情報があれば、その具体的な内容を記入してください。</p>
-----------------------------------------------------------	------------------------------------------------------

任命権者等記入欄	
受理番号	
処理結果区分 <input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認 <input type="checkbox"/> 却下（承認を必要としない）	
承認又は不承認の理由	
承認番号	処理年月日 年 月 日

こちらの欄は記入しないでください。